

東京都道路交通規則第24条の2の規定に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程

昭和48年3月31日

訓令甲第8号

存続期間

〔沿革〕 平成 7年 1月 訓令甲第1号（い）  
15年 2月 同第4号（ろ）  
26年 5月 同第27号（は）改正  
29年 9月 同第28号（に）

（目的）

第 1条 この規程は、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）第24条の2の規定に基づき、東京都公安委員会が警視總監に委任した事務の一部を専決処理させ、能率的運営を図ることを目的とする。

（副總監の専決事項）

第 2条 副總監が専決できる事項は、道路交通法（昭和35年法律第105号）のうち、次の事務とする。（い、ろ、は、に）

- (1) 90日以上運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止（弁明の機会の付与に係るもの及び道路交通法第104条の2の3第1項前段の規定による免許の効力の停止（以下「暫定停止」という。）を除く。）
- (2) 前号に掲げる処分の際の聴聞及び意見の聴取

（交通部長の専決事項）

第 3条 交通部長が専決できる事項は、道路交通法のうち、次の事務とする。（い、ろ、は、に）

- (1) 60日以上免許の保留
- (2) 60日以上免許の効力の停止（90日以上免許の効力の停止であって聴聞又は意見の聴取に係るもの及び暫定停止を除く。）
- (3) 前2号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与

（運転免許本部長の専決事項）

第 4条 運転免許本部長が専決できる事項は、道路交通法のうち、次の事務とする。（い、ろ、は）

- (1) 60日未満の免許の保留
- (2) 暫定停止
- (3) 60日未満の免許の効力の停止（暫定停止を除く。）
- (4) 前3号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与
- (5) 免許の保留及び免許の効力の停止（暫定停止を除く。）の期間の短縮
- (6) 暫定停止の解除

(運転免許試験場長の専決事項)

第 5条 運転免許試験場長が専決できる事項は、道路交通法のうち、次の事務とする。

- (1) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）を与えること。
- (2) 仮免許の取消し

(大島警察署長の専決事項)

第 5条の2 大島警察署長が専決できる事項は、道路交通法のうち、仮免許を与えることとする。(ろ)

(重要特異事項の決裁)

第 6条 前5条により、専決処理できるものとされた事項であつても、重要特異なものについては、上司の決裁を受けなければならない。(ろ)

(専決処理の方法)

第 7条 この規程により事務を専決処理する場合は、すべて警視総監名をもつて行ない、その結果は、毎月とりまとめて警視総監に報告しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程（昭和43年5月11日訓令甲第17号）は、廃止する。